

公益社団法人 日本放射線腫瘍学会 地域貢献賞規程

(地域貢献賞の設置)

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会（以下「学会」という。）において、2021年に柄川 順 名誉会員から受け入れた寄附金（特定費用準備金）を原資として、地域貢献賞（以下「本賞」という。）を設置する。

(目的)

第2条 優れた地域貢献活動を展開した個人・団体（グループを含む）を表彰し、以て更なる放射線治療の発展を図ることを目的とする。

2 本賞の対象は、以下を活動例として優れた地域貢献活動を行った個人・団体（グループを含む）とする。

- ① 地域における放射線治療のレベルアップ活動
- ② 地域一般市民・就学者を対象とした啓発・教育活動
- ③ 災害時などにおける地域・多施設医療連携活動
- ④ その他地域貢献活動

(応募資格)

第3条 本賞の対象者は学会で5年以上の会員（正会員又は准会員）歴を持つ個人会員、もしくは5年以上の会員（正会員又は准会員）歴を持つ個人会員が代表を務める団体（グループを含む）であることを要する。

2 本賞の応募を行うにあたり、代議員もしくは名誉会員の推薦を必要とする。

3 原則自薦とするが、他薦を妨げない。他薦の場合は、推薦者も5年以上の会員（正会員又は准会員）歴を持つ個人会員であることを要する。本項についても本条第2項の適用があるが、推薦者が代議員もしくは名誉会員であれば、本条第2項は適用外とする。

4 本賞受賞歴がある場合、再度の応募は認めない。

(応募方法)

第4条 応募者は学会所定の応募用紙を学会事務局に提出するものとする。なお、必要に応じ付帯資料の提出は妨げない。

2 対象となる活動期間は遡及期間を設けず、応募時に進行中の活動も含めるものとする。

3 応募期間は毎年4月中旬から6月中旬とし、募集要項はホームページ等で公告するものとする。

(受賞者の決定)

第5条 前条にて応募された内容につき、賞等推薦委員会にて予備審査を行って受賞候補者を決定し、理事会で承認する。

2 応募内容における活動を共にした者が賞等推薦委員である場合、その者は前項の予備審査に加わることはできない。

3 審査は、活動によるその地域への有効性、活動の主体性、活動の独創性、活動の継続性、地域を超えての発展性、社会への貢献度、等の活動実績を考慮するものとする。

4 受賞者は原則3名以内とする。

5 副賞は受賞者1名あたり15万円とする。

6 応募年の学術大会において賞状並びに副賞を授与するものとする。

7 受賞者の活動内容はホームページにて掲載するものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議により行う。

附則

この規程は2022年4月16日から施行する。